

令和6年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」募集要領

1. 募集の趣旨

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の居住の安定等を図るため、自治体の住宅部局・福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立するものです。現在、47都道府県と100市区町で、142の居住支援協議会（広域連携を含む）が設立され、地域の実情に応じてさまざまに活動されています。

このうち、市区町村の居住支援協議会については、地域の居住支援のプラットフォームとして、関係者の意見交換・連携促進等を図るほか、居住支援団体と連携しながら、住宅相談・物件紹介等の居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っています。そのため、国土交通省では、住生活基本計画に市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を定め、その設立を促進することとしております。

また、厚生労働省・国土交通省・法務省の三省合同で設置された「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の「中間とりまとめ」（令和6年2月）においても、市区町村における居住支援協議会の積極的な設置を推進する必要性が指摘されており、現在、国会に提出されている「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」において、全ての市区町村における居住支援協議会の設置の努力義務化が盛り込まれています。

これらの状況を踏まえ、居住支援協議会の設立に意欲はあるが「関係者の合意が得られない」「どうやって設立すればいいかわからない」といった市区町村等を募集し、**居住支援協議会設立に向けたハンズオン支援**を実施いたします。また、市区町村の居住支援協議会の設立促進に取り組むものの「居住支援の理解がなかなか進まない」「居住支援協議会の必要性を上手く示せない」といった都道府県についても募集・支援し、更なる市区町村居住支援協議会の設立促進を目指します。

2. プロジェクトの内容

○ 募集は、設立部門（①都道府県型・②市区町村型）と活性化部門の3部門で行います。

| 部門 | 応募主体 |
|------------------|--|
| 設立部門 (①都道府県型) | 都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局のいずれか一方でも連名でも応募可能 ※複数の市区町村に対して、設立促進に取り組むことが応募要件 |
| 設立部門 (②市区町村型) | 市区町村 ※住宅部局・福祉部局のいずれか一方でも連名でも応募可能 ※都道府県又は居住支援法人との連名でも応募可能 |
| 活性化部門 | 市区町村居住支援協議会 ※都道府県又は居住支援法人との連名でも応募可能 |

○ 主な支援内容は以下のとおりです（個別の状況に応じ、厚生労働省とも連携しながら支援を提供いたします）

- ・ 有識者、国交省・厚労省職員等の派遣（勉強会の講師、関係者との調整等）
- ・ 課題の相談及びアドバイス
- ・ 制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
- ・ 第一線で活動されている行政職員や実務者の紹介

※オンラインと対面を併用して支援いたします。

（注意事項）

- ・ 居住支援協議会設立に向けた地域の関係者による主体的な取り組みが前提となります。
- ・ 本プロジェクトは、居住支援協議会の設立をお約束するものではありません。（本プロジェクトをきっかけに、地域関係者と住宅・福祉の連携について協議いただくことも重要な成果と考えております。）
- ・ 本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。
- ・ 選定された場合、国土交通省のセミナー等で事例発表をお願いする場合がございます。

3. 応募手続き（各部門共通）

○募集期間

令和6年5月8日（水）～5月29日（水）18時必着

○提出方法

応募用紙を下記提出先へ電子メールにてご提出ください。

※メール件名は「**【提出】**（応募部門の別）団体名」

応募用紙のファイル名は「（応募部門の別）団体名」とご記載ください。

※応募用紙の様式は、部門ごとに異なるのでご注意ください。

<担当者・応募用紙の提出先>

国土交通省住宅局安心居住推進課 岡田・山下・中田

電子メール：hqt-kyougikai-oubo@gxb.mlit.go.jp

電話番号：03-5253-8111（内線 39833・39863・39834）

4. 支援対象の選定

- 地域特性や選定により見込まれる効果などを踏まえ、設立部門（①都道府県型）については2団体程度、設立部門（②市区町村型）及び活性化部門については合計で4団体程度の採択を想定しています。ただし、応募内容等によりそれぞれ増減する可能性がございます。
- 選定結果は**【6月下旬頃】**にご連絡させていただく予定です。
- 選定にあたっては、応募内容の詳細を把握するとともに、採択した場合の円滑な支援につなげるため、事前ヒアリングを実施させていただきます。
- 採択されなかった場合も、応募内容は関係省庁や有識者と共有させていただき、応募者を含めた居住支援に取り組む方々の支援に役立たせていただきます。